

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」募集要項

1)対象者

大阪経済大学に在学する学部生、大学院生、留学生

※現在休学中、留学中の方も申請要件を満たす場合は対象となります。

※日本学生支援機構の給付奨学生(支援区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)で、2021 年 12 月 10 日に給付奨学金の振込を受けた方は、**【申請なし】**で給付金を受けることができます。対象者には、KVC の「新着掲示」-「学生呼び出し」欄に案内を掲載しておりますのでご確認ください。

※日本学生支援機構の給付奨学生で、以下に該当する方で給付金を希望する方は申請が必要です。

- ・休停止中の方
- ・支援区分外の方
- ・10月の在籍報告が未入力の方

2)給付額

10万円

3)支給対象要件([申請の手引き 4・5ページ参照](#))

以下の①～⑤の要件を全て満たす必要があります。要件を満たしているかどうかについては、申請書類、及び添付の証明書類で確認を行います。

※全ての要件を満たしていなくても申請できますが、推薦の優先順位は下がることをご承知おさください

① 原則として自宅外で生活していること(家賃負担があること)

⇒自宅生でも経済的に家庭から自立している学生は対象となります

② 家庭から多額の仕送り(年額 150 万円程度目安)を受けていないこと

③ 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと

④ 新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入に以下のいずれかの影響があること

⇒アルバイト収入には、休業手当等の手当を含みます

1)新型コロナウイルスの影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している

2)コロナ禍前(2020 年 1 月以前)と比較して、アルバイト収入が大きく(50%以上)減少し、その状況が本年度になっても改善していない

3)アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている

⑤ 既存制度について、以下の条件のうちいずれかを満たすこと

1)日本学生支援機構の給付奨学金(以下、新制度)の申請を行ったことがある者、または 2021 年度中に家計急変採用・緊急採用への申請を予定している者で、第一種奨学金(無利子奨学金)を限度額まで利用している者

2)新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者

3)要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度(授業料免除、各種奨学金など)、外国人留学生学習奨励費等を利用している者、又は利用を予定している者

4)申請手続 **「申請の手引き」をよく読んでください**

支給を希望する学生は、下記申請期間内に書類を揃えて提出してください。

※申請期間を過ぎて、提出された申請書類は、一切受付しません。

※余裕をもって申請を行い、提出前に必ず書類の再確認を行ってください。

【申請期間】

2022年1月7日(金) ～ 2022年1月18日(火)17:00 ※郵送の場合は当日必着

【申請書類】([申請の手引き 5・6ページ参照](#))

※「申請書」「誓約書」はWEBからダウンロードして使用してください。

①[申請書\(A4 2ページ\)](#)

⇒多子世帯(同一生計内に子が3人以上)やひとり親世帯は、「3. 申し送り事項」に、必ずその旨を記載してください。

②[誓約書\(A4 1ページ\)](#)

③証明書類

審査は提出された証明書類に基づいて行います。用意できるものはすべて提出してください。

(申請要件を確認できる書類の例)

・一人暮らしの分かる書類

⇒賃貸借契約書のコピー、住所が記載された光熱水道費の領収書等

・アルバイト収入の減少が分かる書類

⇒給与明細のコピー、または給与振込口座の通帳コピー

※やむを得ない事情で上記証明書類が出せない場合は、申請書の「申し送り事項」にその事情と、2021年の「最大収入月」と「最小収入月」の金額を記入してください。

・コロナ感染症対策に係る他の公的支援の受給証明書のコピー(提出可能な場合のみ)

・民間の奨学金、外国人留学生学習奨励費の受給証明書のコピー(提出可能な場合のみ)

【申請方法】

「申請書類」①～③を準備・記入の上、上記申請期限内に以下いずれかの方法で提出してください。

[窓口持参] J館1階学生部窓口 窓口受付時間:(平日)9:00～17:00

[郵 送 先] 〒533-8533 大阪市東淀川区大隅 2-2-8 大阪経済大学 学生部 緊急給付金係宛

5)留意事項

・この制度は、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯収入の減少やアルバイト収入の減少により学業の継続に支障をきたす学生を支援するものです。

・申請された方全員に給付されるものではありません。

・先着順ではありません。

・申請要件全てを満たしていなくても申請できますが、推薦の優先順位は下がることをご承知おきください。

・申請要件に何も該当しない方は、基準外として申請をお断りします。

・募集期間終了後の対応は一切お断りします。

6)審査結果の通知

給付決定者は、日本学生支援機構から申請書に記載いただいた金融機関の口座に直接振込がされる予定です。日本学生支援機構や大学から「採用」「不採用」の個別通知は行いません。また、振込時期は未定ですので、通帳記帳によりご確認ください。

7)問い合わせ先

大阪経済大学 学生課 sss@osaka-ue.ac.jp

※問い合わせはメールでお願いします。

※タイトルは「【学籍番号 氏名】緊急給付金」としてください。

※冬期休業の期間(1/5 まで)は質問に対応できません。

※回答に時間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。

以上